

阿波保健福祉センター条例施行規則

平成18年3月31日

津山市規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、阿波保健福祉センター条例(平成17年津山市条例第105号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遵守事項)

第2条 阿波保健福祉センター浴室棟(以下「浴室棟」という。)を利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。
- (2) 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為(非営利行為を含む。)をしないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立看板等を取付けないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 前各号のほか職員の指示する事項

(き損等の届出)

第3条 浴室棟の施設、設備又は器具をき損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第4条 条例第4条の規定により市長が指定する法人その他の団体(以下この条において「指定管理者」という。)に浴室棟の管理を行わせる場合における第3条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。